犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です!

~飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに~

● 飼い犬の登録は済んでいますか?

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は登録し、鑑札を犬につけておくことが義務づけられています。飼い犬を登録することで、どこに犬が飼育されているかを把握することができ、狂犬病が発生した場合に迅速かつ的確に対応することができます。



登録は、環境水道部環境課、各振興事務所、動物病院で受け付けていますので、未登録の人は手続きを 行ってください。また、登録の際にお渡しした鑑札を、愛犬の首輪などにつけてください。

※登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しした場合などには移転先の市区町村窓口への届出が必要です。

※その他、犬が死亡した場合や、犬の飼い主が変わった場合も届出を行ってください。

● 狂犬病予防注射を年に1回受けさせていますか?

世界では、狂犬病により毎年約5万人が亡くなっており、感染の多くは犬にかまれることが原因です。 わが国では狂犬病のまん延を防ぐため、飼い犬に対して、年に1回の予防注射と、注射後に配布される注 射済票をつけておくことが義務付けられています。

飼い犬にしっかりと予防注射を受けさせることで、犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や 家族、近所の住人、また、他の動物への感染を防止できます。

《狂犬病予防注射は、集合注射または動物病院で必ず接種してください》

- ※登録や予防注射の手続きを行っていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。
- ※犬が病気療養中などの理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で診断の上、「注射実施猶予証明書」の交付を受けてください。

● 平成31年度 狂犬病予防集合注射を実施します

平成31年度狂犬病予防の集合注射を次のとおり実施します。

市で登録されている犬の飼い主には、詳しい日程や会場を記入した通知はがきを送付しますので確認ください。また、市のホームページでもご覧いただけます。

登録済みの場合

3,150円 (注射料金)

新規登録の場合

6,150円 (注射料金 +新規登録料)

- 通知はがきが届いた人は、はがき裏面に記載されている質問事項を記入の上、当日持参ください。
- ●料金は、お釣りがないよう協力をお 願いします。

※金額の消費税率は8%です。

消費税改定に伴い金額変更があります。

《日程》

地域名	実 施 日
八幡	4月9日(火)・11日(木)・16日(火)・18日(木)
美並	5月14日(火)
明宝	5月15日(水)
和良	5月16日(木)
大和	5月21日(火)
白鳥	5月23日(木)・28日(火)
高鷲	5月30日(木)

間 環境水道部環境課または各振興事務所振興課 2 67-1833

